

# **地域デジタル化支援促進事業**

## **公募要領**

**2026 年 1 月**

**執行管理団体(補助事業者)**  
**PwC コンサルティング合同会社**

# 目次

I. 地域デジタル化支援促進事業について	2
1. 背景と目的	2
2. 概要	2
3. 実施体制	3
4. 実施期間	3
5. 支援先企業の要件	4
6. 補助対象となる支援要件	5
7. 補助金の概要	6
8. 補助金交付申請・補助金の支払	7
9. 補助金の返納	8
10. 間接補助事業者の義務	8
II. 応募資格	9
1. 実施主体	9
III. 応募手続き	11
1. 応募者	11
2. 応募書類	11
3. 提出期限	11
4. 提出先	12
IV. 応募にあたっての留意事項	13
1. 個人情報	13
2. 著作権等	13
3. 情報セキュリティ管理	13
4. 消費者保護	13
5. 書類の管理	13
6. 善管注意義務	13
7. 仕入控除額確定の報告	14
8. 実績報告の提出	14
9. その他	14
V. 公募手続きの説明	15
VI. 審査の方法	16
1. 審査の流れ	16
2. 審査にあたっての視点	17
VII. 問い合わせ先	18

## I. 地域デジタル化支援促進事業について

### 1. 背景と目的

人手不足、原材料の高騰等、中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域企業の大半を占める中小企業がデジタルの力を活用して業務効率化等の生産性向上を進めることは、企業価値向上の重要な牽引役となり、地域経済の活性化に向けた非常に重要なテーマである。

他方、中小企業には自社のデジタル化を独力で実行するノウハウや知見が不足しており、外部からデジタルを活用した変革に向けて適切にデジタル化の支援を行う必要があるところ、中小企業におけるデジタル化は比較的小規模な投資となることなどから、支援による採算の確保が難しく、民間企業（ITベンダー等）が進出していない領域となっており、中小企業のデジタル化が進んでいない原因の一つと考えられる。

このため、日常的に地域企業と強固な関係性を持ち、地域企業の事業課題や業務の実態を把握している地域金融機関等が行うデジタル化促進のための伴走支援事業に対して、当該事業の持続性向上の観点から支援を行う。

これにより、地域企業の成長・生産性向上、ひいては地域経済の活性化の実現を目指す。

### 2. 概要

本事業について、デジタル化支援コンサルティングを担う事業体(以下、「間接補助事業者」という。)は、次に掲げる業務を行うものとします。

#### 1 経営課題の抽出

日常的に接点を有する地域企業に係る財務情報等の把握・分析、及び事業性評価等を通じ、当該企業に係る経営課題の分析・調査を行うこと

#### 2 デジタル化支援コンサルティング

分析・調査した地域企業の経営課題に基づき、当該経営課題の解決のために、真に必要となるデジタル化ニーズを明確にした後、当該ニーズに即したデジタル化支援コンサルティングを行うこと。

#### 3 フォローアップ・報告

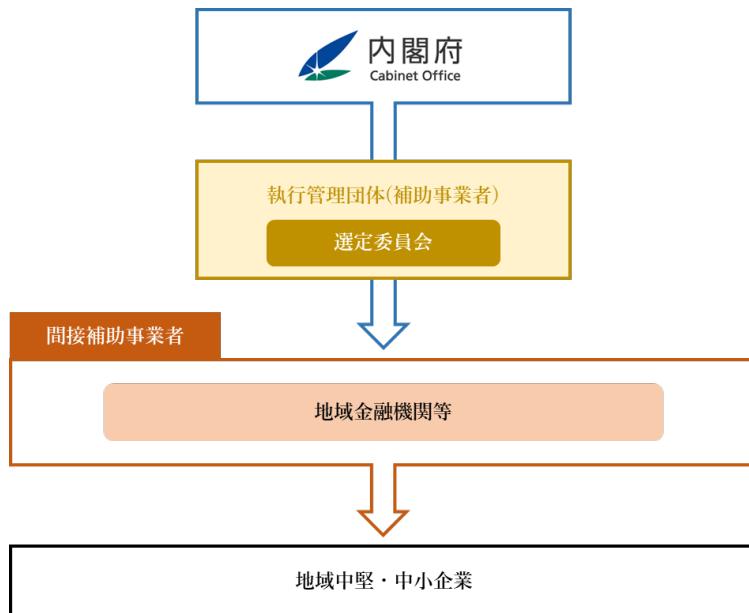
デジタル化支援コンサルティングについて、支援後においても、経営課題の解決が図られ、支援先企業の成長・生産性が向上しているか、フォローアップを行うこと。

### 3. 実施体制

執行管理団体(補助事業者)である PwC コンサルティング合同会社は、「地域デジタル化支援促進事業」について、内閣府からの補助を受け、執行管理団体として、間接補助事業者の選定から補助金の交付まで、事業に係る一連の取組を支援します。

事業の実施に当たっては、執行管理団体は、選定された間接補助事業者に対し、適宜、デジタル化支援コンサルティングに係る状況報告等を求め、事業の進捗状況をタイムリーに把握し、事業に対する指導、助言を行います。

【事業体制図】



### 4. 実施期間

実施期間は、単年度であり、交付決定日から交付決定日以降に示す本事業の補助対象期間(2027 年 1 月末)までとします。間接補助事業者の公募スケジュール(案)は以下の通りです。

	公募スケジュール(案)
公募	2026/1/29(木)~2026/2/13(金)
審査・選定	2026/2/16(月)~2026/2/26(木)
補助金の交付決定	2026 年 3 月上旬頃

## 5. 支援先企業の要件

デジタル化支援コンサルティングの対象企業の要件としては、以下が挙げられます。

- 1 官公庁ではないこと
- 2 従業員 2,000 人超に該当しないこと
- 3 間接補助事業者の出資先または間接補助事業者が出資する投資事業組合の出資先を除き、みなしだ企業でないこと
- 4 本店所在地が、東京都以外の地域又は、条件不利地域(※1)であること

※1 条件不利地域とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいう

## 6. 補助対象となる支援要件

補助金交付の対象に該当するかどうかは、支援先企業の経営課題の解決に繋がる IT・デジタルツールの導入等に係るデジタル化支援コンサルティングを実施しているかを判断の軸に据えます。具体的には、支援要件として以下 5 点が挙げられます。

- 1 支援先企業の付加価値創出等を目的とした「経営課題の抽出」「課題解決に向けたプランニング」「導入支援・フォローアップ」等、当該企業のデジタル化を伴走支援する業務であり、IT・デジタルツールありきの支援でないこと
- 2 事業性評価等の「経営課題の抽出」を起点とする支援であること
- 3 支援先企業の業務効率化、生産性の向上等、デジタル化による具体的な成果に直接繋がる支援であること
- 4 間接補助事業者自らがデジタル化支援コンサルティングを行い、役務提供の対価として手数料等を受領する支援であること
- 5 補助対象期間中(2026 年 3 月頃から 2027 年 1 月末)に、支援先企業との業務委託契約等が締結及び、開始され、2027 年 6 月末までに当該契約等に基づく手数料等を受領する支援であること

## 7. 補助金の概要

地域デジタル化支援促進事業は、地域企業の経営課題等を把握している間接補助事業者が、地域企業の経営課題を調査・分析し、当該企業の成長・生産性向上に資するデジタル化支援コンサルティングを行う役務提供の対価に連動した補助を行うものです。具体的には、導入するIT・デジタルツール等に依らず、課題解決に向けたプランニングや実行支援等の付加価値を伴う支援を多く実現するために、契約件数や条件に応じて補助金を交付することとします。

- 1 補助金については、以下に記載する基準の他、別に定める交付規程をもとに執行管理団体が精査のうえ、支払います。
- 2 間接補助事業者に対する補助金の交付額は、デジタル化支援コンサルティングについて、契約1件につき、以下の算式を基に算定することになります。

	補助率
交付額	デジタル化に係る役務提供費(人件費)※×50%

- ※ 役務提供以外の費用(システム販売・利用・開発料等)が、支援先企業との契約金額に含まれる場合には、当該金額を除いた額を補助の対象とする。
  - ※ 支援先企業への役務提供の一部を実施主体以外の主体（以下、提携先企業という。）が行う際、その対価が実施主体との契約金額に含まれる場合には、提携先企業が支援先企業へ役務提供を行ったその対価を除いた額を補助の対象とする。
  - ※ 当該役務提供費(人件費)は、支援先企業に請求する時間単価に基づき、算定されるものとし、請求されていない役務提供費(人件費)は、補助の対象外とする。
- 3 本事業に即したデジタル化支援コンサルティングの契約1件につき、交付規程に則り、100万円を上限として支払います。
  - 4 一間接補助事業者当たりの補助金総額は、4,000万円を超えない範囲内で、本事業を実施するに当たって必要となった経費の総額を上限額とします。そのため、経費の計上においては、確実に積算や確認が行える経費について計上してください。
  - 5 ④に記載する「一間接補助事業者当たりの補助金総額」とは、交付決定日以降に示す本事業の補助対象期間までに契約締結及び、開始したデジタル化支援コンサルティングに対して支払われる補助金の合計額とします。

(参考：補助金算定の考え方)

**【例 1：支援内容が「プランニング」の場合】**

支援先企業に対して、IT・デジタルツールの導入に係るプランニングを 50 万円(うち人件費は、全額 50 万円)の報酬額で業務委託契約を締結し、支援を行う場合

- ・「補助対象となる報酬額」：50 万円(人件費分)
- ・「算式をもとにした補助金額」： $50 \text{ 万円} \times 0.5 = 25 \text{ 万円}$
- ・「実際に交付される補助金額」：25 万円 (算式をもとにした交付額 < 上限額)

**【例 2：支援内容が「プランニング」「実行支援」の場合】**

支援先企業に対して、IT・デジタルツールの導入に係るプランニングと実行支援を 500 万円(うち人件費は 400 万円、システム利用費は 100 万円)の報酬額で業務委託契約を締結し、支援を行う場合

- ・「補助対象となる報酬額」：400 万円 (= 報酬額からシステム利用費を除いた人件費)
- ・「算式をもとにした補助金額」： $400 \text{ 万円} \times 0.5 = 200 \text{ 万円}$
- ・「実際に交付される補助金額」：100 万円 (算式をもとにした交付額 > 上限額)

**【例 3：支援内容が「顧問形態」の場合】**

支援先企業に対して、デジタル化の社内定着に係るフォローアップ支援を 15 万円(月 2 回の勤務、日給 2.5 万円、契約期間 3 箇月で、人件費は全額 15 万円)の報酬額で顧問契約を締結する場合

- ・「補助対象となる報酬額」：15 万円 (人件費分)
  - ・「算式をもとにした補助金額」： $15 \text{ 万円} \times 0.5 = 7.5 \text{ 万円}$
  - ・「実際に交付される補助金額」：7.5 万円 (算式をもとにした交付額 < 上限額)
- ※ 但し、顧問形態の場合には、「プランニング」または「実行支援」のデジタル化支援コンサルティングに間接補助事業者が関与していること

## 8. 補助金交付申請・補助金の支払

申請主体(グループ企業が連名で申請する場合、その代表団体)は、速やかに補助金の交付申請を行うこととし、申請に必要な各種書類(詳細は選定後にお知らせします。)を執行管理団体に提出していただきます。必要な書類が提出されない場合や、提出された書類に不備がある場合には、交付決定ができず、そのため補助事業が開始できない場合もありますので留意ください。

補助金は、交付申請書に定められた使途以外には交付されません。

補助金の支払いについては、確定検査を経た後に、全額、精算払いとなります。補助金の支払いには、業務委託契約が成立したと判断できる書類等、申請の内容通りのデジタル化支援コンサルティングであることを示す厳格な証憑類が必要となります。

## **9. 補助金の返納**

デジタル化支援コンサルティングの契約のうち、補助対象期間後の2027年2月以降に報酬を受領するものについて、報酬額の一部または全部が減額された場合には、その報酬額に連動して交付された補助金は、減額幅に応じて返還を行っていただきます。

## **10. 間接補助事業者の義務**

間接補助事業者は、補助事業についての全ての証憑書類を揃え、補助事業の完了日の属する年度の終了後5年間、内閣府、会計検査院、もしくは執行管理団体から請求があったときにいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

補助事業の確定検査等のために、必要と認められるときは、間接補助事業者に報告を求め、執行管理団体が補助事業に関する調査を行います。間接補助事業者はこの調査に協力しなければなりません。

## **II. 応募資格**

### **1. 実施主体**

本事業における実施主体は、①支援先企業との日常的な接点、②デジタル化支援に係るコンサルティング機能の双方を有する者であり、①と②を有する主体が別である場合には、双方の主体を含むグループ企業及び、グループ企業を管理する持株会社等が対象となります。

(資格要件)

- 1 法人格を有する者であること。なお、国費により出資等が既に行われている団体に対しては、国からの重畳的な支援となるため、本事業の対象外となります。
- 2 日本国内に拠点を有していること。
- 3 所在する地域における経済動向等について、知見を有し、多くの地域企業と日常的に関わり、当該企業の財務情報等の把握・分析、および事業性評価を通じた当該企業の経営課題の分析・調査を行う能力を有する者であること。
- 4 分析・調査を行った地域企業の経営課題の解決のために真に必要となるデジタル化ニーズを明確にし、当該ニーズに則したデジタル化支援コンサルティングを行う能力を有する者であること。また、デジタル化支援コンサルティングの実行後、長期的にフォローアップをはじめとした伴走支援を継続できる者であること。
- 5 事業性評価や経営課題抽出をもとに、デジタル化支援コンサルティングを実行するために、十分な体制が構築されていること。また、デジタル化支援コンサルティングを実行する際、関連する新たな企業ニーズが発生した場合、資金供給等のソリューションを提供できる体制が構築されていること。
- 6 間接補助事業を行うために必要な中立性及び公平性を確実に有している者。
- 7 会計処理、意思決定、責任体制等の方法について規約等が整備され、円滑な事業実施が可能であること。
- 8 不誠実な行為がなく、信用状態が良好であること。
- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。
- 10 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していないこと。
- 11 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある者ではないこと。

## 2. 申請主体

申請主体は、当該事業の実施計画、実施および成果を管理し、補助金交付を受ける者とします。実施主体のうち、申請主体とする者を指定し応募してください。

申請主体は、以下に定める義務を履行することが必要です。なお事業実施期間の途中であっても、義務が履行されていないと判断される場合には交代を求める等、必要な措置を要請することがあります。

※グループにより一体的にデジタル化支援コンサルティングを実施している場合においては、共同での申請も可能ですが、その場合は共同申請者のいずれの者においても、以下の義務を履行する者である必要があります。

### (義務)

- 1 当該事業に関して、実施計画の企画立案とその実施等について管理を行うこと。
- 2 当該事業のために必要かつ十分な時間を確保すること。
- 3 執行管理団体からの連絡、指示、問い合わせ等に対して、速やかに自ら対応、回答すること。
- 4 当該事業の遂行にあたっては、執行管理団体と密な連携を図ること。
- 5 内閣府や執行管理団体からの指示に基づき、支援先企業、グループ企業及び、グループ企業を管理する持株会社等の実施主体等に対して、連絡事項を周知徹底すること。
- 6 応募書類提出後の面談による審査に必ず出席すること。
- 7 間接補助事業者として選定された後、内閣府や執行管理団体からヒアリングを要請された際に、然るべき対応をすること。
- 8 内閣府、会計検査院、執行管理団体より、申請主体側に対して提出・開示の要請があった書類や情報については、可能な限り、提供・開示に協力すること。
- 9 デジタル化支援コンサルティングの遂行及び当該事業の補助金申請にあたっては、個人情報保護法遵守の観点等から、支援先企業に係る個人情報の開示許可取得をもってあたること。「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、補助金交付を適切に行うため、企業情報を記載した証憑の提出が必要です。

### III. 応募手続き

#### 1. 応募者

応募は執行管理団体に対して、申請主体が行ってください。

#### 2. 応募書類

応募にあたり、提出が必要な電子書類は以下の通りです。

応募書類	ファイル名称の付け方例
①公募申請書【様式 1】	申請主体名_①公募申請書.xlsx
②提案書	申請主体名_②提案書.pptx
③収支計画書【様式 2】	申請主体名_③収支計画書.xlsx
④提案内容を裏付ける関連資料	申請主体名_④関連資料_****.pdf

※応募書類の様式は、地域デジタル化支援促進事業特設 web サイト (<http://dx-support-improvement.jp>)からダウンロードできますので、ご利用ください。

※紙書類の提出及び書類への押印は不要です。

※応募書類の作成・提出等の詳細については、応募書類作成要領をご参照ください。

#### 3. 提出期限

2026 年 2 月 13 日(金)17 時までに提出(メール送信)すること。

#### 4. 提出先

以下の宛先まで必要書類を提出(メール送信)すること。

電子書類	： 「地域デジタル化支援促進事業」執行管理団体 宛 jp_cons_dx_support_improvement@pwc.com ※なお、メールの件名は、下記の通り記載すること。 件名：【地域デジタル化支援促進事業】応募書類提出(申請主体名)
------	--

(留意事項)

- ・ 提出期限を経過して受領した応募書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。
- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、応募書類①～④以外の書類は受領いたしません。
- ・ 応募書類に不備がある場合は、審査対象となりません。
- ・ 応募後の書類等の変更、差し替えは認められません。
- ・ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また選定の成否を問わず、作成費用及び面談審査出席に係る費用は支給されません。
- ・ なお、選定後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、選定を取り消すことがあります。
- ・ 提出された応募書類は間接補助事業者の選定に関する審査以外の目的には使用しません。
- ・ 提出後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。

## IV. 応募にあたっての留意事項

### 1. 個人情報

関係機関と個人情報を共有する場合は事前に本人の同意を得る等、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえてください。

### 2. 著作権等

- 1 本事業の遂行により生じた著作権(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第27条及び28条に定められた権利を含む。以下同じ。)については、執行管理団体に帰属するものとします。
- 2 第三者が権利を有する著作物(写真等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を間接補助事業者において行うものとします。
- 3 本事業の業務内容に関し、第三者との間で著作権に係わる権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら執行管理団体の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとします。

### 3. 情報セキュリティ管理

間接補助事業者は、情報セキュリティポリシーを整備し、適切な情報セキュリティ対策を講じてください。

### 4. 消費者保護

間接補助事業者は、消費者保護の観点から、関係者の消費者としての権利を確保するため、適切な対応をとるものとします。

### 5. 書類の管理

間接補助事業者は、補助金に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、支援事業に係る歳入及び歳出について証憑書類を整理し、かつ調書及び証憑書類を支援事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければなりません。

### 6. 善管注意義務

事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければなりません。

## 7. 仕入控除額確定の報告

事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに執行管理団体に報告しなければなりません。なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一住所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行ってください。

また、間接補助事業者に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることができます。

## 8. 実績報告の提出

間接補助事業者は、別に定める交付規程等に定めるところにより、事業に係る実績報告書を執行管理団体に提出しなければなりません。

## 9. その他

その他、本事業を実施するに当たっては、間接補助事業者は、執行管理団体と常に緊密に連携し、その指示に従わなければなりません。

また、本事業の実施に当たっては、以下の点にご留意ください。

- 1 補助事業を進めるにあたり、執行管理団体からの要請に基づいた事業の実施状況報告、及び事業の持続可能性の検証・検討の作業等に対応すること。
- 2 補助事業の遂行及び収支の状況について、執行管理団体から要請があったときは、速やかに状況報告書を提出すること。
- 3 内閣府、執行管理団体の事業内容の指導・調整・助言に適宜対応すること。

## V. 公募手続きの説明

本事業における政策趣旨や、公募手続きに係る説明ビデオを、地域デジタル化支援促進事業特設 web サイト内に公開予定です。

<地域デジタル化支援促進事業特設 web サイト>

<http://dx-support-improvement.jp>

(説明ビデオ公開概要)

- 日時：2026 年 2 月 4 日(水)予定

※公開の詳細については、後日特設 web サイトにてご案内いたします。

## **VII. 審査の方法**

### **1. 審査の流れ**

間接補助事業者は、面談による審査の後、第三者の有識者等で構成される選定委員会を経て、選定されます。

#### (審査方法)

- 応募書類の内容について、評価観点(後述の「2. 審査にあたっての視点」参照)を基に、2月16日(月)～2月26日(木)にて、面談審査を実施します。
- 面談審査の実施有無および実施方法(使用ツールは、Zoomを想定)については、各団体へ直接メールにて連絡いたします。
- なお、面談審査は日程調整を事前に行う必要があるため、特設webサイトより、予め、登録(登録開始日時に関する詳細は、特設webサイトをご確認ください。)をお願いいたします。
- 面談審査では、事業内容の変更の可能性をお尋ねすることがあります。
- 最終的な選定結果は、3月上旬頃に特設webサイト上において公表するとともに、当該団体に対して、執行管理団体より電子メールあるいは電話にて通知いたします。

#### (留意事項)

- 審査委員、審査内容等は非公開です。審査結果に関する問い合わせには、応じかねますのでご了承ください。
- 申請書類に不備があるものについては、審査対象といたしませんので、ご留意ください。
- 審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を求めることがあります。

## 2. 審査にあたっての視点

間接補助事業者の評価観点は、下記の通りです。また評価観点については、公募状況等に応じて変更する可能性があります。あらかじめご了承ください。

評価観点の分類	区分	評価観点
<b>1. 提案(顧客開拓から提案書作成まで)</b>		
① 顧客開拓	必須	地域企業の成長可能性や組織風土等を見極め、課題把握・ソリューション提案を行う計画となっているか 経営者のコンサル支援に係る苦手意識を払拭する工夫が凝らされているか
② 課題抽出 (経営課題の把握・分析方法)	必須	ソリューション提案の前段階で、経営課題把握のための事業性評価を行う計画となっているか
③ 提案書作成	必須	地域企業の経営課題やデジタル化の推進状況を踏まえて、必要とされる支援について、その内容が具体化されているか
<b>2. デジタル化支援コンサルティング(プランニングから実行支援まで)</b>		
④ プランニング	必須	提案内容に基づき、要件定義や支援ロードマップの策定に繋げる計画となっているか
⑤ 実行支援	必須	プランニングに則するシステムやIT・デジタルツールの導入に加え、定期的な顧客リレーションにより、デジタル化の定着に至るための工夫が具体化されているか
⑥ コミットメント (外部提携事業者との役割分担)	必須	間接補助事業者が主導するデジタル化支援コンサルティングの仕組みとなっているか (外部提携事業者(ITベンダー等)任せの役割分担でないか)
⑦ 実績	任意	デジタル化支援コンサルティングの実績及び、その他コンサルティング機能を発揮した実績があるか (令和6年度事業に採択された事業者については)前年度事業の実績を踏まえ、今年度事業に係る課題を整理し、解決策を具体的に検討できているか
<b>3. 事業化</b>		
⑧ 収支計画・事業計画	必須	収支計画、並びに収支計画の実現に向けた事業計画が適切に設計されているか 収支計画に係る予実管理を行い、進捗が芳しくない場合には、期中に解決策の検討を行い、事業計画を改善できる仕組みとなっているか
⑨ 体制	必須	収支計画・事業計画の実行性を担保する事業体制が構築できているか 中長期的な事業継続に向け、必要な投資を行う計画が立てられているか

## VII. 問い合わせ先

本公募要領に関するお問い合わせは、電子メールにてお願ひいたします。なお、お問い合わせ期限は、2026年2月13日(金)17:00といたします。

<問い合わせ先>

PwC コンサルティング合同会社 「地域デジタル化支援促進事業」執行管理団体

【E-mail】[jp\\_cons\\_dx\\_support\\_improvement@pwc.com](mailto:jp_cons_dx_support_improvement@pwc.com)

※応募、問い合わせにあたっての個人情報取扱については、地域デジタル化支援促進事業特設 web サイト(<http://dx-support-improvement.jp>)をご参照ください。

以上